

令和7年度

スズメバチの巣駆除作業 補助制度のご案内

補助制度の概要

実際にスズメバチが出入りしている巣が対象です。空の巣は補助の対象になりません。

なお、予算が無くなり次第、補助金の交付は終了します。駆除後は、速やかに申請してください。

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに駆除したものについて、令和8年4月1日以降に申請はできません。

対象箇所	対象者
西東京市内の共同住宅及びその敷地内	所有者若しくは所有者に準ずる者又は居住者
西東京市内の一戸建ての住宅及びその敷地内	所有者若しくは所有者に準ずる者又は居住者
西東京市内の道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他一般交通の用に供する場所に面した土地（田畑、林等のその土地の定着物を含む。）で、市長が特に必要と認めるもの	所有者若しくは所有者に準ずる者

補助金の額

- 駆除作業費（消費税および地方消費税を含む。）の半額を補助いたします。

※スズメバチの巣 1 個あたりの補助限度額は 10,000 円となります。

※駆除作業費用の2分の1と補助金限度額のいずれか少ない方の額を補助します。

- 補助限度額を超えた費用については、申請者の負担となります。
- 駆除作業箇所によって駆除作業費用に差がありますので、業者に見積書をお願いして金額を確認してから作業を依頼してください。

（裏面に続きます）

補助金申請の流れ

(1)スズメバチの巣の駆除作業が完了し、業者に駆除代金を全額支払う。



(2)『西東京市スズメバチ類の巣駆除作業補助金交付申請・実績報告兼請求書』に住所・氏名等を記入のうえ、スズメバチの巣の駆除であることがわかる駆除業者からの領収書（コピー可）を添付し、環境保全課（エコプラザ西東京内）へご提出ください。

※郵送申請も可能ですが、内容に不備がある場合は、書類の訂正や再提出が必要となります。



(3)後日、市から通知を発送後、指定口座に送金します。

◆西東京市内の蜂駆除専門業者一覧（参考）

蜂駆除専門業者を紹介します。ご希望の方は直接ご依頼ください。

名称	住所	電話	FAX
(株)保谷園	西東京市中町三丁目2番6号	042-421-6803	042-424-1525
新光緑化建設(株)	西東京市芝久保町二丁目15番3号	042-461-4461	042-461-1193
(有)ケーテック	西東京市谷戸町二丁目1番24-1702号	042-444-8225	042-444-8271



▲市ホームページはこちらから

【お問い合わせ先】

西東京市みどり環境部環境保全課環境保全係

TEL 042-438-4042（課直通）

FAX 042-438-1762（フロア共用）

E-mail kankyou@city.nishitokyo.lg.jp（課共用）